

宗教上の理由による輸血拒否に対する当院の方針

全ての手術や出血する可能性のある検査及び治療では、輸血が必要となる可能性があります。しかし、宗教上の理由等により常に同意が得られるとは限りません。たとえ、輸血療法についての同意が得られない場合でも、我々は患者さんの生命を守るため、出来得る有効な治療を行うことを第一に考えて対応したいと思っています。そこで、筑波メディカルセンター病院（以下、当院とする）では、当院の理念および「宗教的輸血拒否に関するガイドライン 2008：宗教的輸血拒否に関する合同委員会」に基づき「相対的無輸血」を基本方針とし、以下の対応をとらせていただきますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、本方針は輸血を拒否される患者さんの診療を拒否するものではなく、当院の方針を理解していただき、相対的無輸血または転院の方針について、患者さんが自己決定していただくことを目指すものです。また本方針は、患者さん本人の意識の有無、成年と未成年の別にかかわらず適用します。

1. 輸血を必要とする治療（外科手術や出血を伴う可能性のある処置等）が行われる可能性がある場合

○患者さんの宗教的信念を尊重し、輸血の意味や意義について十分説明し、**相対的無輸血**についての同意を得るように努力します。

○しかし、輸血を必要とする治療（外科手術や出血を伴う可能性のある処置等）が行われる可能性がある場合、宗教上の理由を元に輸血を拒否し（絶対的無輸血の希望）、「輸血および血漿分画製剤に関する同意書」が得られない患者さんの診療および治療は行わず、転院を勧告します。

2. 救急などで転院を行う時間的余裕がなく、輸血を行うことで死亡等の重大な結果が回避できる可能性がある場合と判断した場合

○救急などで転院を行う時間的余裕がなく、輸血を行うことで死亡等の重大な結果が回避できる可能性がある場合と判断した場合は、輸血を行い救命のために必要な手術を含む医学的処置を行います（相対的無輸血の方針）。その際は、ご家族からの同意が得られない場合、本人が意識障害などで同意が得られない場合に於いても輸血を行います。

3. 輸血を行う必要がない治療及び検査の場合

○輸血を行う必要がない治療及び検査に関しては、すべての患者さんに対して最善を尽くした医療を提供します。

4. 絶対的な輸血拒否の申し出をされる場合

○絶対的な輸血拒否の申し出についてはご協力できません。「免責証書」は「絶対的無輸血」に同意するものであり、これに当院の医師は同意・署名・受理はいたしません。

5. 本方針で対応できない場合

○本方針で対応できない事例に関しては、当院の医療チームや臨床倫理グループにおいて慎重に協議を行い、対応について検討します。

注1) 輸血：全血，赤血球，白血球，血小板，血漿，自己血（術前貯血式，術中希釈式，術中回収式，術後回収式），血漿分画製剤（アルブミン，免疫グロブリン，凝固因子製剤，その他）

注2) 絶対的無輸血：たとえいかなる事態になっても輸血をしない

注3) 相対的無輸血：できる限り無輸血治療を行うように努力するが、輸血以外に救命手段がない事態に至った時には輸血する

注4) 診療行為として輸血を行う場合、すべての患者さん本人及びご家族・代理人の方に対し、輸血の必要性、得られる効果、有害事象等について十分に説明し、輸血同意書を取得します。なお、患者さん及びご家族との話し合いの内容や診療状況等の内容は、すべて診療録に記録します。